

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2016-6

.....

ハイライト :

「パテントロール」となったファウエイ、サムスンとの紛争での本当の狙いは?	2
次世代TV、「HDR技術」に関する特許急増	3
AD Technology、低電力・高速のフリップフロップ回路の特許を取得	4
毒性物質を超高感度で感知可能なナノ構造開発	4
サムスン、折って充電するスマートフォン特許を追加取得	5
アステラス「Vesicare」、Corepharmbioに特許侵害提訴	6



特許判例

大法院2016. 1. 28. 宣告2013DA76635判決

【判示事項】

[1] 商法第23条第1項の趣旨及び「他人の営業と誤認し得る商号」に該当するかを判断する基準/上記条項に規定された「不正な目的」の意味及び判断基準

[2] 経済的・組織的に関係がある企業グループが分離した場合、系列会社間で企業グループの標識が含まれた営業標識を使用した行為だけで不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(口)目で定めた不正競争行為が成立するか否か(原則的消極)

【判示要旨】

[1] 商法第23条第1項は、「何人も不正な目的で他人の営業と誤認し得る商号を使用できない」と規定しているが、上記規定の趣旨は、一般取引市場で商号に関する公衆の誤認・混同を防止し、これに対する信頼を保護すると共に、商号権者が他人の商号と区別される商号を使用することができる利益を保護することにある。上記のような立法趣旨に鑑みると、ある商号が「他人の営業と誤認し得る商号」に該当するかを判断する際は、両商号の全体を比較観察して、各営業の性質や内容、営業方法、需要者層等で互いに密接した関連を有している場合として、一般人が両業務の主体に互いに関連があると考えたり、他人の商号が顕著に広く知られており、一般人から企業の名声で高い信頼を獲得している場合に該当するかを総合的に考慮しなければならない。

また、上記条項に規定された「不正な目的」とは、ある名称を自身の商号に使用することによって、一般人に自身の営業を名称によって表示された他人の営業であると誤認させ、不当な利益を得ようとし

たり、他人に損害を加えようとする等の不正な意図を言い、不正な目的があるかは、商人の名声や信用、営業の種類・規模・方法、相互使用の経緯等様々な事情を総合して判断しなければならない。

[2] 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号（ロ）目は、相当の努力と費用をかけて形成した他人の信用や名声にただ乗りし、不正に利益を得る不正競争行為を防止するために、「国内に広く認識されている他人の氏名、商号、標章、その他他人の営業であることを表示する標識と同一または類似するものを使用し、他人の営業上の施設または活動と混同させる行為」を規定している。

上記規定の立法趣旨や内容等に鑑みると、経済的・組織的に関係がある企業グループが分離した場合、ある特定の系列会社が企業グループの標識を採択して使用することに中心的な役割を担当することによって、一般需要者に企業グループの標識に化体した信用の主体として認識されると共に、企業グループの標識を承継したと認められない以上、企業グループの系列会社間で企業グループの標識が含まれた営業標識を使用した行為だけでは、他人の信用や名声にただ乗りして不正に利益を得る不正競争行為が成立すると見ることは難しい。

【参照条文】

[1] 商法第23条第1項

[2] 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号（ロ）目

大法院2016. 3. 24. 宣告2015HU2020判決

【登録無効（商）】[公2016商、629]

【判示事項】

旧商標法第7条第1項第7号の他人に該当するかに関する判断の基準時点（＝登録決定時又は拒絶決定時）及び拒絶決定に対する不服審判によって登録可否が決定される場合の判断の基準時点（＝審決時）

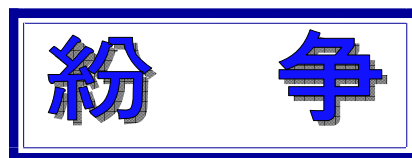
【判示要旨】

旧商標法（2013. 4. 5. 法律第11747号で改定される前のもの、以下同一）第7条第1項第7号は、商標登録を受けることができない商標の一つとして、先出願による他

人の登録商標と同一または類似する商標であってその指定商品と同一または類似する商品に使用する商標を規定しているが、同条第3項は、「第1項第7号は商標登録出願時にこれに該当するものについて適用するが、商標登録出願人が該当規定の他人に該当するかどうかに関しては、商標登録出願時を基準としない」と規定しているので、旧商標法第7条第1項第7号の他人に該当するかに関する判断の基準時点は、一般原則によって登録決定時または拒絶決定時であり、拒絶決定に対する不服審判によって登録可否が決定される場合には審決時である。

【参照条文】

旧商標法（2013. 4. 5. 法律第11747号で改定される前のもの）第7条第1項第7号、第3項



「パテントロール」となったファーウェイ、サムスンとの紛争での本当の狙いは？

中国の大手情報通信機器メーカーであるファーウェイが、サムスン電子を相手に特許訴訟を起こした。

ファーウェイは、2013年7月にもサムスンに対して特許侵害を主張したが、交渉に失敗し、今回再度訴訟を提起した。

業界によると、今回のファーウェイの訴訟は、実質的な賠償が最大の目標ではないものと解釈される。

これに先だって、ファーウェイのWilliam Plummerが外国の報道機関とのインタビューで、交渉を通じたライセンス関連の紛争解決について言及し、妥協を強調した。ファーウェイは、現金賠償よりも北米進出を念頭に置きイメージ向上及び「クロスライセンス」交渉で優位に立つことを狙っているものと分析される。

同社は、最近中国の内需を獲得したことに続き、世界市場でサムスンとアップルを追い抜くという意志を示している。また、中国の報道機関によると、ファーウェイの消費者業務グループの余承東CEOは、4月初め

の新製品発表会で、「今後4～5年以内にグローバル市場でアップルとサムスンを超え、世界1位になる計画である」と述べた。サムスン-アップルの2トップ体制のスマートフォン市場において、ファーウェイを主軸に組み込むとしている。

最近、スマートフォン市場の成長が鈍化し、新興国家を中心に再興する中で、ファーウェイの成長が著しい。市場調査機関IDCによると、2016年の第一四半期における世界のスマートフォン販売量の順位は、サムスン（8,190万台）、アップル（5,120万台）、ファーウェイ（2,750万台）の順となった。サムスンは、前年同期に対して販売量が0.6%減ったが、ファーウェイは前年同期よりも58.4%増えた。

ファーウェイが今回の訴訟により事業者間で特許を共有する「クロスライセンス」交渉で優位に立とうとするのも、グローバル市場内の影響力強化と関連がある。特許問題でグローバル進出に苦戦している中国のXIAOMIと異なり、ファーウェイはグローバル企業とクロスライセンスを締結し、海外進出の障害になる特許問題を解決してきた。既にアップルは、ファーウェイと特許のクロスライセンス契約を締結し、年間数億ドル規模のロイヤリティを支払っている。

業界は、これまで特許訴訟の標的になってきた中国のメーカーが、いつの間にか「パテントトロール」として成長した点に注目している。世界知的所有権機構の集計によると、ファーウェイの特許申請件数は、2014年3,442件、2015年3,989件と2年連続で1位を占めている。サムスは、2015年に1,683件で4位となった。

また、ファーウェイは年間10兆ウォン以上を研究・開発に投入し、技術力向上に取り組んでいる。これは、ファーウェイが今回の特許紛争を通じて技術力を見せつけ、ブランドのイメージを高めて、北米進出の足がかりにしようとするものと思われる。このような点に鑑みると、ファーウェイはサムスンとの特許紛争を割が良く感じている雰囲気である。

中国の業界は、今回の訴訟でファーウェイの勝算が大きいと見ている。ファーウェイが起こした訴訟が米国と中国の裁判所であるだけに、訴訟結果の波及力はファーウェイよりはサムスンの方が高いとのことである。現在、サムスン電子は、応訴等の対応案を検討中であることが知られている。

出願動向

次世代TV、「HDR技術」に関する特許急増

最近、デジタルTVが解像度中心の技術競争から、より明るく自然な色彩を再現するHDR技術の競争に変わり、これに関する特許出願も増加していることが分かった。

HDR (High Dynamic Range) とは、明暗を細密に分析し、人の目と似た自然な映像を見せる技術である。

特許庁が韓国特許出願の動向を分析した結果によると、過去16年間（2000～2015年）でのHDRに関する特許出願の年平均増加率は18.4%と急増している。

出願主体別では、外国企業47%、大企業33%、中小中堅企業9%、大学8%、公共研究機関2%の順となる。出願人別では、サムスン電子（73件）、DOLBY（22件）、LG電子（22件）、THOMPSON（21件）、ソニー（18件）等、国内の大企業と外国企業がHDRに関する国内特許出願を主導していることが分析された。

高画質のHDR映像をTVで視聴するためには、△自然に近い映像をカメラで撮影してHDR映像を獲得するHDR映像生成技術、△獲得したHDR映像を保存した後、大容量のHDRコンテンツを効率的に伝送するHDR映像保存及び伝送技術、△より明るくより自然な色彩を表現できるように映像を処理してディスプレイするHDR映像再生技術が必要となる。

技術分野別で見ると、国内企業はHDR映像生成技術で、外国企業はHDR映像保存及び伝送技術とHDR映像再生技術で頭角を現している。

HDR映像保存及び伝送技術は、2012年から国際標準化機構である国際電気通信連合（ITU）で国際標準として論議されている。2016年3月末までITUに提出されたHDR標準に関する起稿文の件数を分析すると、イギリス17件、米国13件、オランダ8件、日本7件、フランス7件等で、欧州、米国、日本等がITUの国際標準を主導していることが分かった。

ITUの国際標準化に関する論議とは別に、産業界では

米国のドルビー社を中心とするドルビービジョン技術と国内外の家電メーカーが主導するHDR10技術が産業標準として競っている。

特許庁マルチメディア放送審査チームのパク・ジェフンチーム長は、「最近、サムスン、LG、ソニー、シャープ等がドルビービジョン又はHDR10技術を適用したTVを発売する等、国内外の企業間でHDR技術の標準競争が激しくなっている。韓国企業が世界のTV市場で1位を守るためには、引き続きHDRの商用化の技術開発を行うと共に、戦略的な知的財産権の確保もまた重要である」と述べた。

電子・半導体

AD Technology、低電力・高速のフリップフロップ回路の特許を取得

AD Technologyが低電力と高速動作を満たす新技術を開発した。

AD Technology（代表理事：キム・ジュンソク）は、システム半導体の開発に適用される低電力及び高速処理が可能なフリップフロップ回路技術に関する韓国特許を取得したことを公示した。

同社が確保した今回の特許は、システム半導体の開発に基本的に使用されるスタンダードセルライブラリの中核構成要素であるフリップフロップ回路の構造に関する技術である。

フリップフロップは、システム半導体の機能の具現において、クロック（Clock；CPUの速度を示す代表的な単位）に同期して信号を伝達する基本回路をいう。今回開発された技術は、既存のセルライブラリに比べて、電流消費を下げ、動作遂行による速度を最大30%まで画期的に改善したことが特徴である。

AD Technology附設研究所の関係者は、「フリップフロップ回路の速度改善は、システム半導体全体の動作速度と性能具現に直結するが、低電力と高速動作の両方を取ったということに意味がある」とし、「最近、世界のITトレンドが軽薄短小の精密構造の形態で進化しており、低電力と高速動作を全て満たす今回の技術は

脚光を浴びるであろう」と述べた。

これによって、AD Technologyは、今後、新技術を適用して、より優れた性能のシステム半導体開発のサービスを顧客に提供する予定である。

一方、同社は、2002年に設立されたシステム半導体の設計専門の企業であって、デザイン、ファウンドリ、パッケージング、テストに至るまでのターンキー方式のための組織を備えている。国内唯一のTSMCのVCA（Value Chain Aggregator）で、世界最高水準の検証済みの技術力や、ディスプレイ、モバイル、IoT等多様な耐久消費財産業用ICの開発により、システム半導体市場を先導している。

毒性物質を超高感度で感知可能なナノ構造開発

昌原大は、化学科イ・ヨンイル教授の研究チームが硫化水素（ H_2S ）等の毒性ガスを超高感度で感知できる「酸化銅-酸化亜鉛の多孔性ナノスケール構造体」を世界で初めて開発したことを明らかにした。

ナノスケール構造体は、これまでに開発された物質のうち、硫化水素ガスに対する感度が最も優れる。今回の研究結果は、英国ネイチャー（Nature）の姉妹誌である「サイエンティフィック・リポート（Scientific Reports）」（電子版）に紹介された。

イ教授チームは、電子スピン法で作られた酸化亜鉛ナノ繊維の表面に熱水（Hydrothermal）方法でもう一つのナノ棒状のスケール構造を形成させた後、その上に化学的方法でp型半導体である酸化銅ナノ粒子を飾る方式で、ガス分子が自由に拡散し、表面積を効率的に広げることのできるナノ構造体を開発した。

イ教授は、「今回開発された多孔性ナノスケール構造体は、既存のガス感知物質とはレベルが異なる半導体型ナノ物質であって、今後、未来のセンサ物質として注目されることが予想され、また、応用範囲が多様であるため、波及効果が大きいことが期待される」と述べた。

一方、今回の研究は韓国研究財団重点研究所の支援事業及び地域大学の優秀科学者支援事業として行われ、研究結果物は特許出願中である。

サムスン、折って充電するスマートフォン特許を追加取得

サムスン電子が来年折りたたみスマートフォンを発売することが予想される中で、関連の特許をさらに取得した。

サムスン電子のモバイル製品専門媒体である Sammobile によると、サムスン電子は最近、米国特許商標庁 (USPTO) にディスプレイが半分に折れる形態の折りたたみスマートフォンに関する特許をさらに取得した。今回の特許の特徴は、機器を半分に折った際の連結部位を充電時に用いることである。半分に折られた形で充電器に差し込んで使用するコンセプトである。

業界では、サムスン電子が来年初めに折りたたみスマートフォンを発売するものと予想している。サムスンディスプレイは、2014年11月に米国ニューヨークで開かれた「Samsung Investors Forum」で、「折りたたみディスプレイ技術が適用された製品が2015年末までに顧客社に提供される計画である」と述べていた。しかし、サムスン電子は、機器が半分に折れる形態のスマートフォンの商品性やスマートフォンの発売サイクル等を考慮し、発売時期を調整しているものと思われる。

サムスン電子の折りたたみスマートフォンは、ギャラクシーSシリーズ、ギャラクシーノートシリーズとは別途のプレミアムラインアップとして披露するものと業界は予想している。

Sammobileは、サムスン電子の折りたたみスマートフォンが「プロジェクトバレー」を通じて開発されており、「ギャラクシーX (仮称)」という名称で市場に出るであろうと見ている。ギャラクシーXには、ダイヤモンドペンタイルのサブピクセル方式の4Kディスプレイが搭載されることが予想される。

化学・金属・生命工学

リチウム二次電池のリチウム素材関連の特許増加

携帯電話、タブレット等、小型のIT機器分野と自動車分野で共通して使用される「リチウム二次電池」の「リチウム素材」に関する特許が増加していることが分かった。

特許庁によると、リチウム二次電池の正極活物質の製造 (合成) に関する特許出願件数は1997年から216件で、2008年以降から徐々に増加し、2014年は45件となった。

リチウム二次電池は、正極と負極との間のリチウムイオンの移動により充填と放電が数百回以上繰り返し可能で、既存の鉛蓄電池及びニッケル電池よりも優れた作動電圧及びエネルギー容量を具現することができる。中核部品素材は、正極活物質、負極活物質、分離膜、電解液であるが、この4素材のうち、原価の比率が最も高いのは正極活物質 (36%) であり、実際に二次電池の最終性能にも非常に大きな影響を与えるため、関連の技術開発が非常に重要である。正極活物質は、リチウム二次電池で正極の電極に使用される物質で、コバルト、ニッケル、マンガン等の複合酸化物にリチウムイオンが吸蔵された物質からなっている。

正極活物質を金属塩の構成成分 (結晶構造) に沿って見ると、層状構造のLCO系5.1% (11件)、NCM系30.1% (65件)、NCA系5.1% (11件) であり、スピネル構造のLMO系16.2% (35件)、オリビン構造のLFP系27.8% (60件)、その他リチウム系15.7% (34件) となる。LCO系は、商業化の初期から広範囲に使用されてきたが、主合成材料であるコバルトが高価であり、埋蔵量が限定されているため、新規開発が停滞し、出願件数は微々たるものである。相対的に価格と安全性に優れたNCM系は、電気自動車市場の拡大と共に、その代替材料として開発され増加している。

また、LFP系は、オリビン構造の化学的特性のため、過熱・過充電の状況でも安全性に優れ、寿命特性も優れるため、2010年以降からは最も注目されている素材である。

国家別では、韓国 (133件、61.6%) と日本 (79件、36.6%) が主をなしており、企業別でも、LG化学 (59件、27.3%)、サムスンSDI等のサムスン系列 (28件、13%)、住友 (日本、17件、7.9%)、三井 (日本、11件、5.1%) の順となる。既存素材の国産化が始まり、2010年以降からは全体の出願件数でも日本を凌いでいる。

アステラス「Vesicare」、 Corepharmbioに特許侵害提訴

韓国アステラスは日本のアステラスと共同で、Corepharmbioに対してソウル中央地方法院に特許権侵害差止訴訟を提起したことを明らかにした。

今回の訴訟は、アステラスの過敏性膀胱治療剤「Vesicare」に関するものである。

Vesicareに関しては、日本のアステラス社所有の物質特許(2017.7.13.存続期間満了)が医薬品特許目録に登録されており、韓国アステラスは上記特許の専用実施権者である。

今回の訴訟は、Corepharmbioが最近食品医薬品安全処にVesicareの後発品に対する品目許可を申請したことによって、アステラスに特許の存続期間満了前にVesicareの後発品を販売するということを通じたことから始まった。

アステラス社は、「Vesicareは過敏性膀胱治療剤として良い評価を受けている。今後も、自社の知的財産権を保護するために積極的に対応していくつもりである」と付け加えた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr